

浄化槽法定検査第 11 条検査依頼書

浄化槽法定検査指定検査機関

年 月 日

〒901-1202 南城市大里字大里 2013 番地

公益社団法人 沖縄県環境整備協会 殿

TEL 098-835-8833 FAX 098-835-8832

〒 _____

住所 _____

※1 検査依頼者 氏名又は名称 _____ ④

電話 _____

※2 設置者 _____ 電話番号 _____

設置者住所 _____

保守点検業者 _____ 登録番号 _____

号

浄化槽清掃業者 _____ 許可番号 _____

号

技術管理者名 _____

・501人以上の一定規模以上の場合のみ記入して下さい（浄化槽法施行令第1条）。

●浄化槽法第11条の規定に基づく水質検査を依頼します。

1	浄化槽設置場所								
2	建物の用途及び名称								
3	設置届出年月日	年	月	日	7	前回検査年月日	年	月	日
4	処理方式								
5	処理対象人員	人槽			8	日処理計画汚水量	m ³ /日		
6	浄化槽製造メーカー				9	処理水質 (BOD)	mg/ℓ		

浄化槽法定検査手数料払込受付証明書添付欄

●納付する検査料金について

11条検査料金は検査終了後、検査員に現金で支払うか、又は、後日、請求送付する、専用の払込納付書でお支払いください。

※3 浄化槽法定検査料金表 (単位：円)

処理対象人員	7条検査	11条検査
20人以下	8,500	4,200
21～100	9,500	5,000
101～200	11,000	7,000
201～300	12,500	8,500
301～500	15,000	11,000
501～1,000	16,000	12,000
1,001人以上	17,000	13,000

付近の見取図

※1 検査依頼者とは、浄化槽法定検査を依頼しようとする者（※2設置者（浄化槽管理者）またはその浄化槽管理について、利害関係をもつ当事者を含む）をいう。

※2 設置者とは、浄化槽を新たに設置される者及びすでに設置された者で、主たる浄化槽の所有者、占有者であって、当該浄化槽の管理について権原を有するもの（浄化槽管理者）をいう。

※3 浄化槽法定検査料金は消費税法施行令第12②(ロイ並びに(4)に基づき消費税は非課税。